

学校いじめ防止基本方針

姫路市立御国野小学校

1 学校の方針

本校の教育目標『いきいきと楽しく学ぶ 心豊かな子どもを育てる』を具現化するために、めざす児童像を「よく考え自ら学ぶ子」「思いやりの心をもつ子」「健康でたくましい子」「ふるさとを愛する子」とし、保護者や地域の協力体制のもと、開かれた学校づくりに取り組んでいる。

本校のめざす教育活動を達成するためには、児童の学力向上を図るとともに、いじめをしない、いじめを許さない人間関係づくりを進め、安全・安心に活動することができる学校づくりを推進することが大切である。

そのためには、兵庫県及び姫路市が策定した「いじめ基本方針」に基づいた指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は組織的にかつ迅速に解決するために「学校いじめ基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

(1) 児童の特徴

多くの児童は、休み時間に運動場で楽しそうに遊んだり、委員会活動、クラブ活動、陸上活動等の活動に積極的に取り組んだりする姿が見られる。これらの活動や日々の学習活動の中で、友だち同士のつながりを大切にし、良さを認め合うことができている。しかし、友だちの気持ちを考えた言動をとることができずに、友だちの心を傷つける言動で問題になることもあり、個別に指導する児童もいる。

最近では、SNS やオンラインゲームの中で、友達を傷つけたり、汚い言葉で言い合ったりする児童が増えている。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、ケンカやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状態を客観的に確認することを排除するものではない。

(3) いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

(4) 取組の方向

常に学校組織として対応し学校教育全般に渡っての取組を行っていく。

第一に、いじめを未然に防止する児童の豊かな人間関係力と確かな人権感覚の育成に重心を置いた取組をすすめる。具体的には、学校における「道徳・人権教育」「特別活動」「生徒指導」「学級経営」の充実を図る。

第二に、いじめ防止の指導体制を明確にし、報連相指確（報告・連絡・相談・指導・確認）を意識することで、いじめの未然防止や早期発見・早期対応・継続的な指導ができるようにしていく。そのためには、潜在化しやすいいじめに対して教職員が高い意識を持ち、いじめに対する教職員の対応能力の向上を図っていく。

3 いじめの防止等の指導体制・組織対応 別紙1 別紙2 別紙3 別紙4 別紙5

(1) いじめの未然防止

① 学級経営の充実

児童の学校生活の母体となる学級集団が良ければいじめは起こりにくい。一人一人に居場所がある学級では、お互いに頼り頼られながら一人一人の自尊感情はどんどん高まっていく。それが学級全体の支持的風土の醸成につながり、児童の学級での居心地はさらに高まっていく。また、その学級の雰囲気を作る一番の責任は学級担任にあることを一人一人の教師が自覚し、日々の学級経営の充実の努める。OJT機能を意識しながら、必要に応じて校内研修等でベテラン教師の実践を中心に実践の交流を図る。

② 道徳・人権教育

道徳・人権教育を充実させることで、命や人権を尊重する豊かな心を育てる。いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。そのために道徳・人権の教材の選定の見直しを行い指導法についても検討を行う。

③ 特別活動

特別活動は望ましい人間関係を育むことをねらいとしており、「学級活動」「児童会活動」「クラブ活動」「学校行事」と、それぞれの活動の特性を生かした指導の充実を図ることでいじめを生まない集団づくりを

すすめる。児童を信じ任せることで児童の自主的・実践的な活動を保証し、健全な自尊感情の育成と健全な共生の態度の育成をめざす。さらに、特別活動領域での取組に加え、本校独自の「なかよしタイム」も有効に活用し、異年齢集団活動でもお互いを大切に作る人間関係づくりをすすめる。

④ ライフスキル教育

ライフスキル教育を充実させることで、自分の個性を知り、互いを認め合い、何事も前向きに取り組もうとするようになる。また、好ましい人間関係を保つコミュニケーションの方法を知ること、いじめのきっかけになるようなトラブルを回避できようにする。

⑤ アンケートの実施

「いじめアンケート」 年3回（各学期途中に一度ずつ）

いじめを中心にしたアンケート

自分のことだけでなく、クラスの中でもいじめがあるかないかを回答する。

担任に伝えたいことがあれば記述式で回答する。

「アンケートに基づいた個人面談」

アンケート実施後、その内容を中心に全ての児童と個別に面談を行う。

普段の生活の中で困っていることや気になっていることを児童から直接聞く。

⑥ 生活指導委員会（全体会・担当者会）

「問題行動や気になる児童についての情報共有・共通理解」

「進級での引き継ぎ」「月目標の設定」

⑦ 地域・PTAとのかかわり

地域・PTAで町別人権学習会を行い、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらおう。

⑧ 支援を要する児童への支援体制の充実

保護者、学級担任、特別支援教育コーディネーターを中心に対応を話し合い、支援を要する児童について全職員で共通理解を図り、組織的に合理的配慮を行う。関係機関と連携が必要な場合は、特別支援教育コーディネーターを窓口として連携を行う。

⑨ 地域・PTAとのかかわり

地域・PTAで町別人権学習会を行い、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらおう。学校日より、学年・学級日より等で学校からの情報の発信を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

子どもや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切となる。同じ目線で物事を考え、場を共することが必要となる。またいじめの兆候を認識した場合には、「予防的指導」を行う。

① アンケートの実施

いじめを見て見ぬふりをすることや知らん顔していることは「傍観者」としていじめに加担しているこ

とを理解させる。また、本人のみではなく周囲の児童からの情報を得ることで、学級内での潜在的な問題になりやすい問題行動を知るための一助とする。このことは、学校内では見えないネット上のいじめや問題行為等の発見にもつながる。さらに、教室はいじめの相談窓口であることを知らせる。個人面談でいじめにあたるものや問題行動等が上がったときには、速やかに学年・生活指導担当・管理職に報告し、正確な実態の把握に努め、つらい気持ちを受け入れ、共感することで児童の心の安定を図る。加えて、いじめられた子を守る、見守る体制を確立する。実際の指導場面としては、いじめた子に対してもいじめた気持ちや状況を十分に聞き、児童の背景にも目を向けた指導を行う。また、いじめが許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを十分に認識させる。

「いじめアンケート」 年3回

「アンケートに基づいた個人面談」

② いじめチェックリストの活用

いじめチェックリストを作成し活用することで、潜在化しやすいいじめを職員が敏感に察知することができる。そのためには、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることや活動グループを観察することで、その中の人間関係がどうであるかを把握し、気になる言動が見られたときは、適切な指導を行い、関係の修復にあたる。

③ いじめ対応チームの設置

校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、学年担当で編成する。事案の状況に応じて、SC、SSW、特別支援教育コーディネーター、道徳・人権担当、通級担当を中心に当該学年で編成する。

いじめ問題に取り組むには、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を教育活動において展開することが求められる。そのために、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、チームを中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(ア) 情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で正確な状況を共通理解

(イ) 指導方針を決定し、指導体制を編成

(ウ) 職員会議で報告、職員全体で共通理解

(エ) 再発防止に向け指導体制を編成

(3) 重大事態の定義・対応

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項より

(ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」(児童生徒が自殺を企図した場合等)

(イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手)

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

② 重大事態への対応

学校においていじめを把握した場合、学校で抱え込むことなく速やかに教育委員会へ報告し、問題解決に向けて指導助言を受ける。また、解決が困難な事案に対しては、教育委員会、学校サポートスクラムチームに相談し、専門的・多面的な指導を行う。また、いじめた児童のおかれた背景に保護者の問題が考えられるときは、少年サポートセンター、こども家庭総合支援室、子ども家庭センター、民生児童委員等の協力を得ることも考える。いじめ対応チームを母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた調査チームを組織し、調査を実施する。調査結果を姫路市教育委員会を通じて市長に報告する。

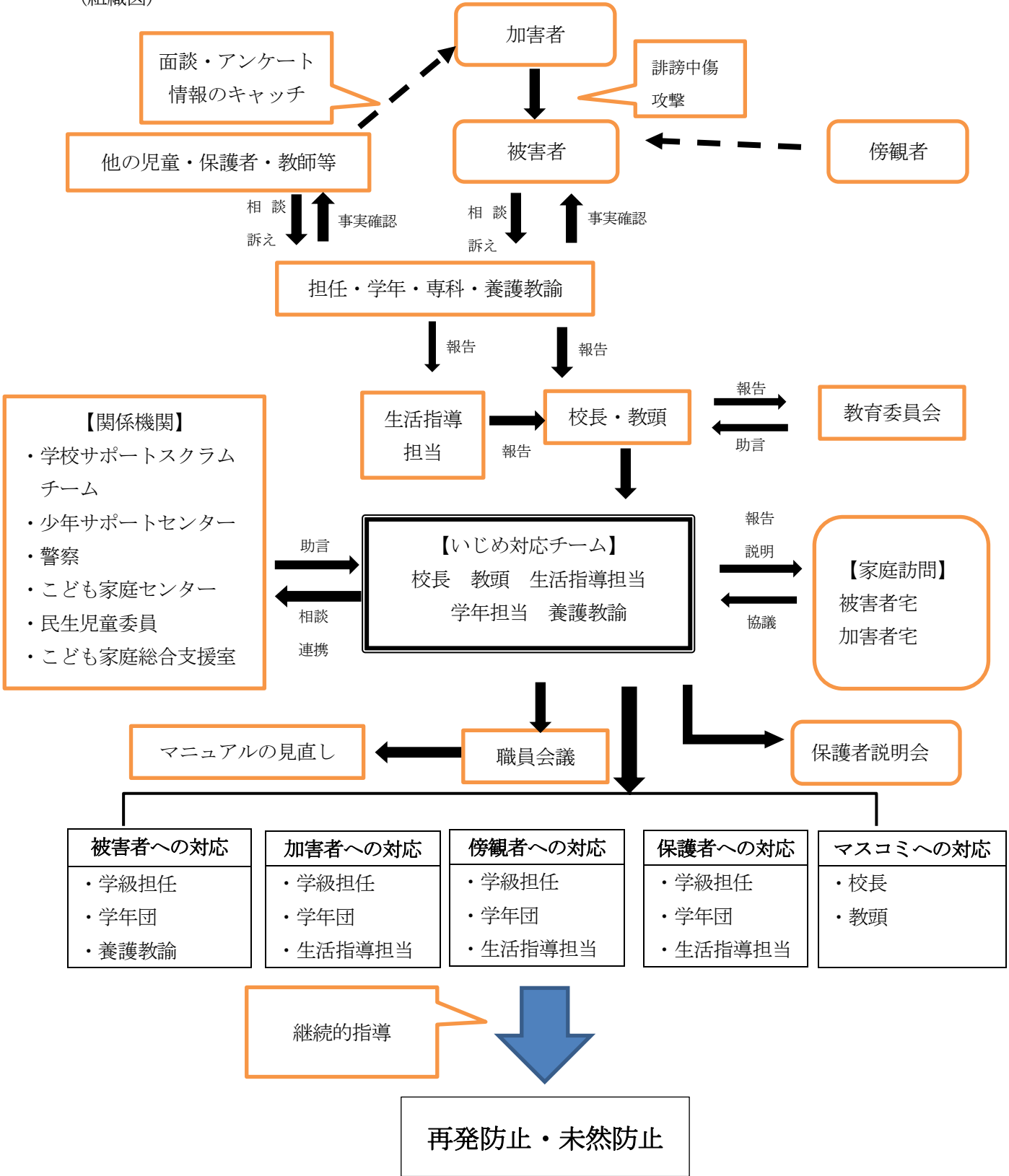
(4) その他の事項

いじめ防止について実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

別紙1

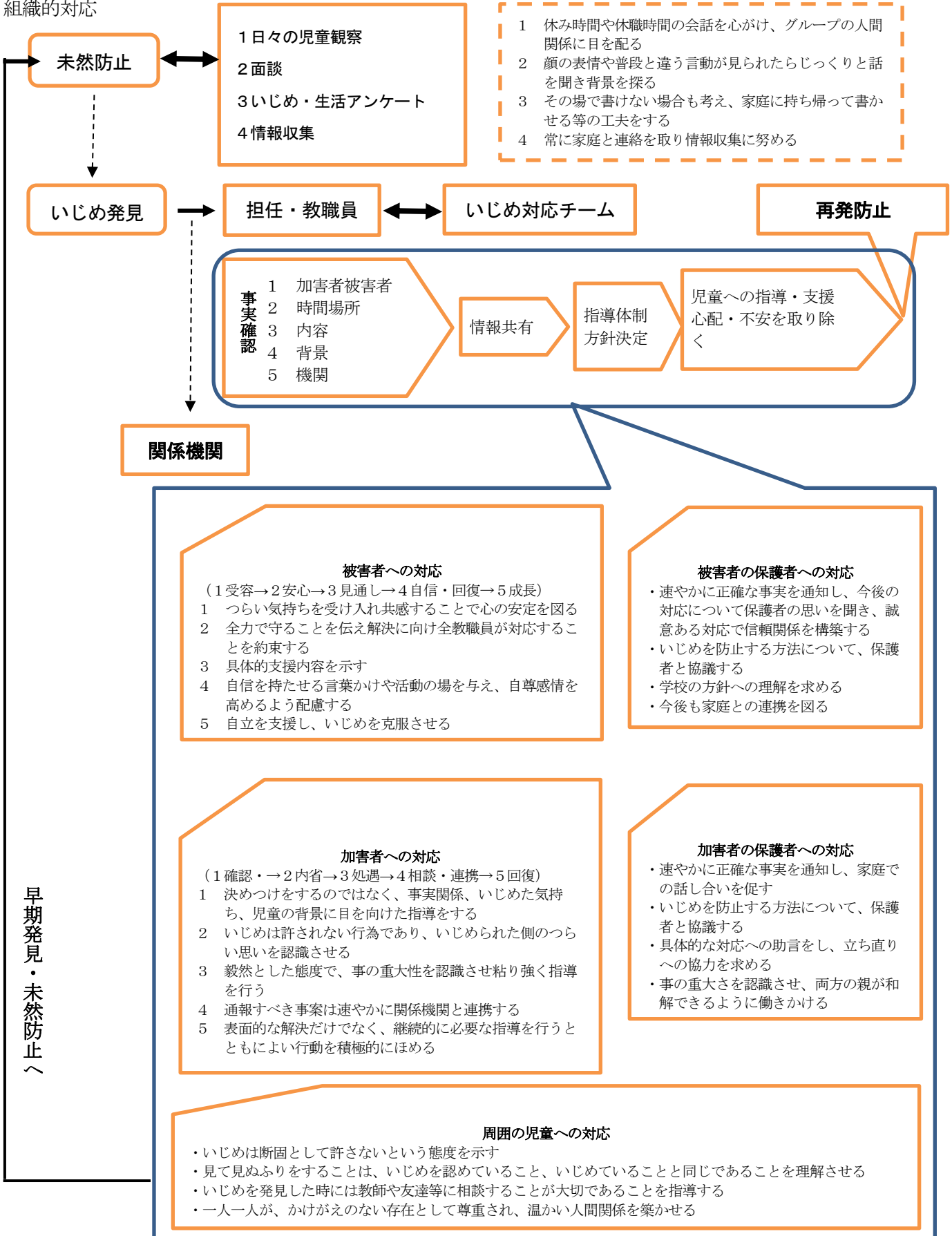
校内指導体制及び関係機関

(組織図)

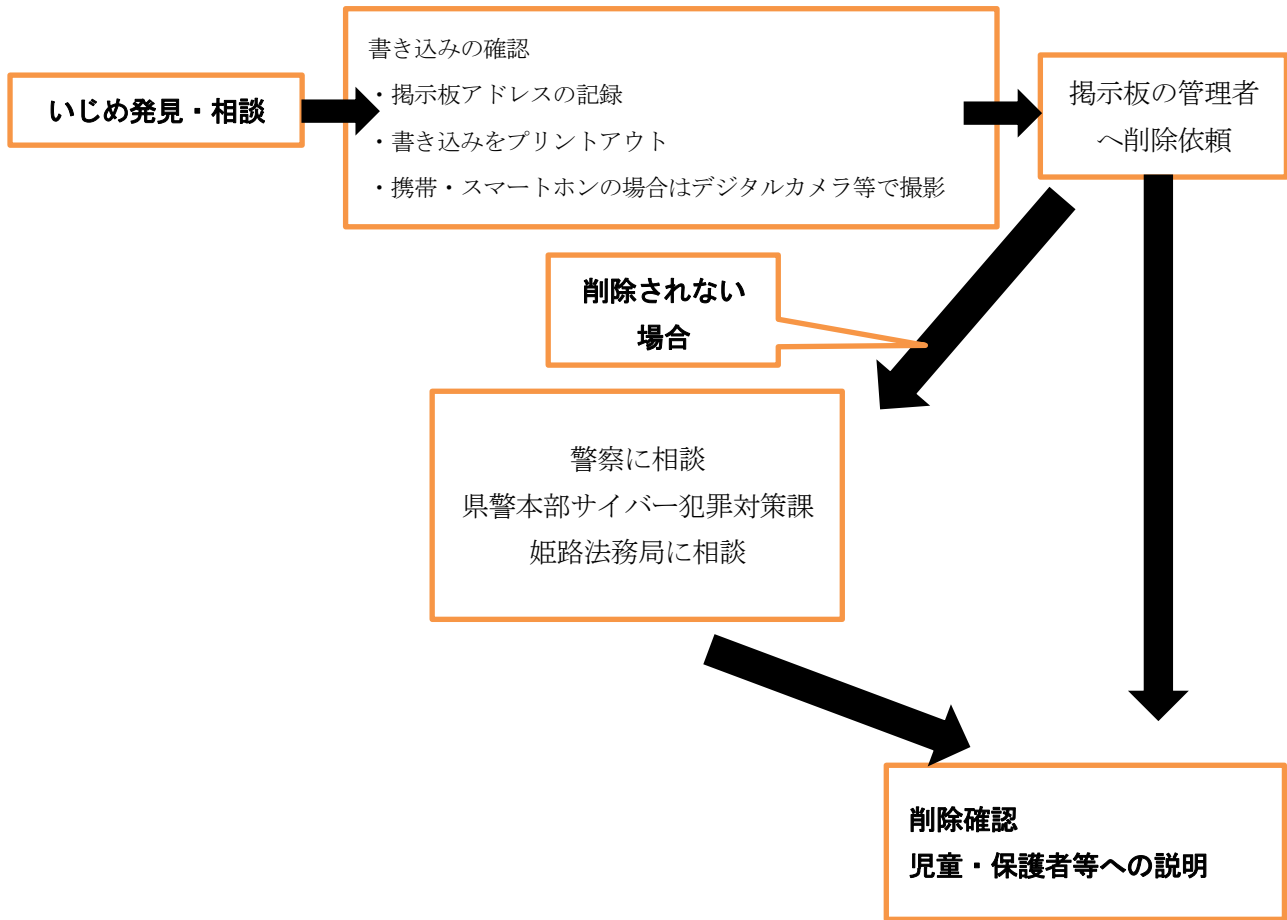


別紙2

組織的対応



ネット上のいじめが発生した場合の対応



児童への指導のポイント

- 1 掲示板等ネットでの誹謗中傷等の書き込みを行うことは、決して許される行為ではないこと。匿名であるのでさらに被害者の心理的なダメージが大きくなる。
- 2 匿名で書き込んでも書き込みを行った個人は特定される。
- 3 インターネットを利用する際にも、マナーがある。マナーを守ることでリスクが回避される。一度流出した個人情報は、回収することが困難であること。
- 4 学校・保護者だけでの対応は難しいこともあり警察等の専門機関との連携が必要な重大事案であることを指導する。

いじめ早期発見チェックリスト

いじめている子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある | <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | |

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる | <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 腹痛等体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

●授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

●昼食時

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 好きな物を他の子どもにあげる | <input type="checkbox"/> 他の子どもの机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる |

●清掃時

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

●その他

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる等する |

教職員のいじめ早期発見チェックリスト

1 子どもの変化を見逃さないために

〔自身の行動〕

- 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- 連絡帳・生活ノート等を確認している
- 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- 休み時間等も子どもたちと一緒にしているようにしている
- 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認している
- 休み時間、清掃時等に声かけ（チャンス相談）をしている

〔情報共有〕

- 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- 養護教諭と情報共有をしている
- スクールカウンセラー（キャンパスカウンセラー）と情報共有をしている
- いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
- 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- 教室の子どもの机の中を確認している
- 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

2 適切ないじめ対応のために

〔自身の行動〕

- 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- 自校でいじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている

〔情報共有〕

- 校内いじめ対応チームのメンバーを知っている
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している

- いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している
〔子ども・保護者への対応〕
- 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している
- 子どもに対し、いじめ等の行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便り等の多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている

3 管理職としての校内体制づくりのために

〔日々の体制〕

- 学校いじめ防止基本方針を、職員会議等で共通理解している
- 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しの良い環境づくりに努めている
- いじめ発見の情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている
- いじめアンケートの結果がすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている
- いじめアンケートの項目や実施方法について、校内いじめ対応チームで検討している

〔計画的実施〕

- 校内いじめ対応チームの会議を定期的実施している
- いじめ対応マニュアルを用いて職員研修を実施している
- いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように会合を開いている

〔年度毎の点検・評価〕

- 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載するとともに、保護者・地域や児童生徒へ説明し、意見を募っている
- いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している
- 学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて改定している

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修等	・年間計画立案 ・生活指導委員会	・生活指導委員会 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議	・生活指導委員会 ・生活指導校内研修	・民生委員との情報交換 ・生活指導委員会 ・児童理解研修	・小中合同カウンセリングマインド研修 ・特別支援教育研修	・いじめの有無の確認と対応協議
未然防止に向けた取組	・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・なかよしタイム ・いじめの定義の再確認	・1年生を迎える会 ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・委員会活動 ・なかよしタイム	・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・委員会活動 ・なかよしタイム ・「ふわふわことば ちくちくことば」(学活)	・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・委員会活動 ・なかよしタイム	・夏季休業中の人権作文等の課題	・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・委員会活動 ・なかよしタイム
早期発見に向けた取組	・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知	・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知	・いじめに関するアンケート調査 ・アンケートに基づく個人面談 ・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知	・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知	夏季休業中の教育相談日の設定及び周知	・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知 ・いじめに関するアンケート調査

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修等 会議・	・生活指導委員会	・生活指導委員会	・生活指導委員会	・生活指導委員会	・生活指導委員会	・生活指導委員会
未然防止に向けた取組	・委員会活動 ・なかよしタイム ・「友だちをほめよう」(JKYBプログラム)	・委員会活動 ・なかよしタイム ・「私の伝えたいこと」(JKYBプログラム)	・委員会活動 ・なかよしタイム	・委員会活動 ・なかよしタイム ・「止まって！考えて！決めよう！」(JKYBプログラム)	・委員会活動 ・なかよしタイム	・読み聞かせ ・委員会活動 ・なかよしタイム ・6年生を送る会
早期発見に向けた取組	・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知	・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定と周知 ・いじめに関するアンケート調査 ・アンケートに基づく個人面談	・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知	・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知	・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定 ・いじめに関するアンケート調査 ・アンケートに基づく個人面談	・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知

令和5年7月10日改定